

議長／ただいまから令和7年第2回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

日程第1から第10を一括して議題にします。

岩佐りょう子企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。
企画総務委員長。

企画総務委員長／企画総務委員会に審査を付託されました10議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第29号令和7年度千代田区一般会計補正予算第1号は、補正前の額、753億5305万2000円に、7600万円の予算額を追加し、補正後の一般会計予算額は、754億2905万2000円です。

内容は、個人宅向け防犯機器等購入緊急補助及び過誤納還付金の各事業に要する経費の追加です。

質疑の中で、個人宅向け防犯機器等購入緊急補助について、都の事業ではあるが、区で実施する上乗せ分として最大300万円の支出を想定していること、想定申請数は、住宅・土地統計調査や区の住宅事情を踏まえて150世帯としているが、想定を上回る申請があった場合には財政部門と協議の上、受理する方向で考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第29号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立を支援するため、任命権者の義務を定めるほか、規定を整備し、改正に伴う経過措置は公布の日から、その他の改正は、本年10月1日から施行します。

質疑の中で、区では既に、育児休業等の制度で、対象の職員に対し仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行っており、庁内で周知しているところではあるが、今回は、法改正の施行に伴い、改めて条例に明記するものであること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第30号は賛成全員で可決すべきものと可決いたしました。

次に、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業の新たな取得形態を定めるとともに、部分休業の承認の取扱いを改めるほか、規定を整備し、本年10月1日から施行します。

質疑の中で、部分休業を勤務の始め又は終わりに限らず、1日の間でも取得可能になることで、例えば午後過ぎから保育園の保護者会に出席するに当たって、今までは有給休暇を

取得していたところ、今回の改正により部分休業の取得で対応することができること、人材確保の面からも、制度を充実させ、勤務条件を整えていくことが必要であり、また、部分休業を取得する職員以外の職員に対して、業務の負担が増えないよう人事所管として配慮していく考えであることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第 3 1 号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 2 号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布及び道路交通法の一部改正に伴い、条例改正をするものです。

特別区民税については、特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除に関する規定を改めるもの、軽自動車税については、運転免許証の情報が記録された個人番号カードの利用開始に伴い、種別割の減免に関する規定を改めるもの、特別区たばこ税については、加熱式たばこに係る課税標準の特例を定めるものです。

特別区民税に係る改正は令和 8 年 1 月 1 日から、特別区たばこ税に係る改正は令和 8 年 4 月 1 日から、その他の改正は公布の日から施行します。

質疑の中で、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の改正による区の税収の変化は、加熱式たばこの普及が進んでいる一方で、喫煙者の数が減ってきていることもあるので想定できないこと、今回の税改正に当たって、区のシステム改修は予定していないこと等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第 3 2 号は賛成全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 3 6 号西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約については、西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事施行のための請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は 4 億 9 6 4 万円、契約の相手方は大成ユーレック株式会社です。

質疑の中で、予定価格は事後公表としており、事前公表すると最低制限価格とあわせて落札金額が推測されてしまい、落札のくじ抽選のケースが増えてしまうことから、それを防ぐためであること、予定価格より 1 億円程度低い金額で落札されているが、最低制限価格は上回っているため、工事の品質は保たれていると認識していること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第 3 6 号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 7 号区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約については、制限を付した一般競争入札により、契約金額 2 億 2 0 7 9 万 1 8 9 0 円、契約の相手方は株式会社松村電機製作所東京支店。

議案第 3 8 号区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約については、制限を付した

一般競争入札により、契約金額１億６４９１万２０００円、契約の相手方はヤマハサウンドシステム株式会社。

議案第４１号区立内幸町ホール改修工事請負契約については、制限を付した一般競争入札により、契約金額３億７９５０万円、契約の相手方は株式会社東工務店です。

議案第３７号、第３８号及び第４１号の３議案は、関連する内容であるため、一括して審査しました。

質疑の中で、本案件は、ホールの改修工事という特殊な工事であることから、価格を設定することが難しいため、原則は予定価格を事後公表するところであるが、事前公表することで入札参加しやすい環境となると考えたこと、１社辞退の業者がいたが、業者からの辞退理由には明記がなかったため、その理由は不明であること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第３７号、第３８号及び第４１号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３９号災害対策用備蓄物資（食料）の購入については、災害対策用備蓄物資としてアルファ化米等の食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は８２３７万８６８４円、購入先は株式会社渡辺武商店です。

質疑の中で、参加事業者は昨年と同じ業者であり、契約制度を正しく進めている中での結果ではあるが、様々な業者が入札に参加してもらえよう、所管部署と相談しながら、引き続き検討していく考えであること、受注制限として、本案件を落札した業者は以後に実施される衛生用品の入札参加資格を喪失することになるが、これは同じ備蓄物資の種類のため、受注業者が偏らないよう定めていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第３９号は賛成全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号議場会議システム及びＡＶ機器の購入については、機器の更新のため、操作卓等の議場会議システム及びＡＶ機器を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は５０６０万円、購入先は株式会社東和エンジニアリングです。

質疑の中で、システムのリプレースに当たっては、本契約とは別に設置の委託を締結することになっており、物品の購入と設置委託を含めた契約の方法もあるが、入札できるものは入札とすることで庁内で確認の上、今回発注していること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第４０号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました１０議案の審査経過及び結果の報告を終わります。ありがとうございます。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第２９号令和７年度千代田区一般会計補正予算第１号、議案第３０号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第３

1号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例、議案第36号西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約について、議案第37号区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約について、議案第38号区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約について、議案第39号災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、議案第40号議場会議システム及びAV機器の購入について、議案第41号区立内幸町ホール改修工事請負契約についての10議案は、いずれも岩佐りょう子企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第11及び第12を一括して議題にします。

池田とものり文教福祉委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

文教福祉委員長。

文教福祉委員長／文教福祉委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第33号千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例は、千代田区保育の実施に関する条例、千代田区立こども園条例及び千代田区立幼稚園使用条例につき、東京都の補助制度の拡充に伴い、第一子に係る通常の保育料を無償化するよう改めるほか、規定を整備するものです。

本年9月1日から施行します。

質疑の中で、国との基準額の差により増収となる見込みの補助金の用途は区に委ねられており、今後財政所管と協議の上決定されていくこと。

認可外であっても、区が現在補助している保育所は補助金の対象となること。

無償化の影響による保育の質の低下、保育所間の格差等の懸念に対しては、幼保合同研修や定期的な現場視察等による質の確保を図りながら、区民が公立・私立を問わず保育所を選べるようになるための努力をしていくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第33号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立を支援するため、教育委員会の義務を定めるほか、規定を整備するものです。

改正に伴う経過措置については公布の日から、その他の改正については本年１０月１日から施行します。

質疑の中で、職員の育児・介護休業の取得に伴う人員不足に対しては、臨時的任用職員を活用することで人材を確保していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第３５号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、２議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第３３号千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例、議案第３５号幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の２議案は、いずれも池田ともなり文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１３を議題にします。

桜井ただし環境まちづくり委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

環境まちづくり委員長。

環境まちづくり委員長／環境まちづくり委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第３４号千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、神田佐久間町地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び高さの最高限度について定めるほか、規定を整備するものです。

公布の日から施行します。

質疑の中で、該当地区の土地所有者１４者のうち１０者、借地権者１５者のうち１１者の同意を得て、法定要件である３分の２以上を満たして都市計画提案が提出されたこと。

面積については、所有権は７７％弱、借地権は約８５％の同意率であったこと。

この再開発計画における風や交通量などの影響については事前に調査を行い、シミュレーションを踏まえて近隣説明会を行ったこと。

地域らしさの店舗誘導などについては、都市計画法あるいは建築基準法において制限でき

ないため、誘致したい店舗については、地域全体として、都市計画とは別の形で協定などをつくっていく必要があることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第34号は賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／議案第34号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／議案第34号千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

本議案は神田佐久間町地区の地区計画を変更し、同地区の一部を指定し、これまでの40メートルの高さ制限を118メートルにし、建築物の敷地面積の最低限度を50平米から200平米に変更するものです。

これによって、同地区には超高層ビルの建設が可能となります。

この10年で都心を中心に地価が1.5倍から2倍に上昇しています。

それが都心での家賃の高騰や固定資産税の上昇にもつながり、物価高騰の中で住民の生活を苦しめております。

この家賃高騰の大きな要因の一つが市街地再開発です。

再開発によって建設された超高層ビルや新築の超高層マンションなどに、海外を含め、投機マネーを呼び込み、再開発ビル周辺の地価の上昇につながっています。

また、再開発で建てられた超高層ビルやマンション自身も資材や人件費の高騰で建設費が上がり、家賃や管理費が上昇しております。

神田佐久間町の地区計画変更では、現行の40メートルの高さを2.5倍近くの118メートルにするものです。

新たに建てられる超高層ビルの賃料、管理費等のもとより、周辺の地価も上昇することは容易に想像できます。

現地は狭隘な通路の解消や中小ビルの建て替えなど、解決すべき課題があるのは分かりますが、市街地再開発での超高層ビルでしか解決できないのでしょうか。

物価の高騰が住民や商店の暮らしや営業を脅かす中、また、地球温暖化の解決のために温室効果ガスの削減が求められている中で、区は地権者や周辺住民と十分に相談をし、超高層ビルの建設でないまちづくりの在り方を真剣に探求すべきです。

以上の理由から本議案に反対します。

議長／次に、14番白川司議員。

白川議員／議案第３４号千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、今回の変更では、まちづくりの方向性としてにぎわいの連携による秋葉原駅前拠点の強化、大街区下における一体的整備と更新、地域の玄関口となる駅前空間の整備、地域コミュニティの強化、安全で快適な歩行者ネットワークの構築を行い、地域の持続可能な発展を目指しております。

また、防災面での強化やエネルギー効率の高い建造物の導入も加速されることで、災害に強い都市構造を目指し、地域住民の安心、安全に直結するものと認識しております。

今回の改正は住民参加型のまちづくりとして、多様な意見や要望を反映しながら進められてきたものであり、こういったプロセス自体が地域コミュニティの絆を深め、合意形成によるまちづくりのモデルケースとなるものと認識しております。

以上の理由から本議案に賛成いたします。

議長／以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました議案第３４号千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

議案第３４号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

（賛成者 白表示 反対者 青表示）

議長／押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第３４号は賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第１４を議題にします。

提出者を代表して、池田とものり文教福祉委員長より提案理由の説明をお願いします。

文教福祉委員長。

文教福祉委員長／委員会提出議案第１号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

児童のメンタルケア医療に従事する医師の確保を求める意見書。

近年、学校や家庭環境、ＳＮＳを介した人間関係、コロナ禍を経た社会変容など、児童を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。

また、児童のメンタルヘルスの問題も深刻化しており、不登校や子どもの自殺者等の増加といった社会問題の原因とも言われています。

こうした状況の中、地域医療における児童精神分野の需要は高まっているものの、専門医の育成や医療機関の不足は全国的な課題となっています。

これらの解決には、医療費削減の懸念や、保護者のメンタルケアの問題もあるなど千代田区単独での対応には限界があり、国、都による広域的な施策展開、支援が不可欠です。

つきましては、国、東京都に以下２点を要望いたします。

１、専門医の確保を図ること。

メンタルヘルス医療では、一般的に診察時間も長く、継続的な診療が必要となるため、限られた医療機関で対応している現在の状況下においては、メンタルケアを必要とする児童が受診までに時間を要することもあります。

児童のメンタルケアには早期発見と適切な治療が重要であり、従事する専門医の確保は喫緊の課題です。

２、専門医の育成体制の強化を図ること。

児童等のメンタルヘルス医療体制を地域で確保していくためには、専門医の確保とともに、その育成体制も同時に強化することが重要です。

そのためには、国・都道府県といった広域での育成スキームの構築が必要です。

よって、千代田区議会は、児童の健全な成長、区民が安心できる地域社会の実現に向けて、国、東京都が児童等のメンタルケア医療に従事する医師の確保、育成のための施策による推進することを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和年月日、千代田区議会議長名をもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、東京都知事宛て提出するものです。

満場一致、御議決いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました、委員会提出議案第１号児童のメンタルケア医療に従事する医師の確保を求める意見書は、池田ともり文教福祉委員長の提案理由説明どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１５を議題にします。

提出者を代表して、入山たけひこ議員より提案理由の説明をお願いします。

入山たけひこ議員。

入山議員／議員提出議案第３号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

まちづくりに対する緊急支援を求める意見書。

早くから都市化された千代田区は、多くの建築物や道路、鉄道、上下水道、エネルギーをはじめとした様々な都市基盤が老朽化による機能更新の時期を迎えています。

機能更新に際しては、まちの文脈に沿ったまちづくりを行うとともに、国際都市東京の中心として日本の経済、活力を牽引する役割も踏まえ、首都直下地震などの大規模災害への対応力を備えた強靱な都市基盤整備を推進しています。

一方、我が国の経済は、物価や人件費の高騰に伴い工事費の上昇が続いており、建築物の機能更新のための再開発事業は停滞し、都市基盤整備についてもインフレスライドにより年々補正予算を組まなければならない状況が続くなど、区の投資的経費の算定に影響を及ぼしています。

また、本年３月の社会資本整備総合交付金要綱改正により、補助対象となる市街地再開発事業の絞り込みが行われることで、地域が検討を進めてきた市街地再開発事業についても、都市計画決定の時期によっては交付金が受け取れなくなるとのことですが、千代田区民の高額な固定資産税等の負担を考慮すると経過措置期間の延長や補助対象、リノベーション施策の拡充など都市の文脈に沿った国土強靱化政策の拡充について再考が必要と考えます。さらに、八潮市における事故により、特に水道管、都市基盤の老朽化や劣化は、多くの人の安全、生活を奪い、脅かす深刻な問題であることが改めて浮き彫りになり、上下水道、電気、ガス、通信、物流などのライフラインの強靱化や多重性の確保を進めていくことが急務であることは言うまでもありません。

しかし、千代田区もしかり、基礎的自治体にとって、かかる工事費高騰下は、まちの機能更新・強靱な都市基盤整備に必要な財源を確保し続けることは困難です。

よって、千代田区議会は国及び都知事に対し、下記の事項について対応を強く求めます。

- １、歴史が育んだ風格ある街並みを維持するため、税制優遇措置や修繕費用支援、区域外における公共貢献評価の拡充等、保全・活用を促す総合的な支援を検討すること。
- ２、まちの将来像を永年にわたり検討し、防災力や治安、まちの魅力の向上を最大限追求して都市計画決定まで至った地域住民のためである事業が円滑に推進されるよう、前向きなまちづくりへの支援を検討すること。

3、電線類の地中化は、災害時の電柱倒壊等による道路の寸断を防ぐことから推進すべきものであり、再開発を契機とする際は、隣接する周辺地区もあわせて実施されていくことが有効であるため、区や事業者が推進する無電柱化を補助する制度・予算を拡充すること。

4、都市施設の更新、都市空間及び都市環境の整備は、範囲も広域であり、時間もかかるためその費用については長期的な視点での資金的支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和年月日、千代田区議会議長名をもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、東京都知事宛てに提出するものです。

満場一致、御議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長／議員提出議案第3号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／議員提出議案第3号まちづくりに対する緊急支援を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

本意見書は、社会資本整備総合交付金の要綱が改正されるのに伴い、補助対象の市街地再開発が絞られる可能性があることから、まちづくりへの支援を求めるものです。

反対する理由は、意見書名はまちづくりの支援としていますが、内容は市街地再開発を推進する内容になっているからです。

明治大学政経学部教授であるノザワシエ(?)さんは自身の著書で、都心の再開発に触れ、市街地再開発が行われているところで地価が高騰していること。

都心での再開発は容積率の緩和が繰り返され、建物のボリュームはキャパシティを超えていると指摘しています。

持続可能なまちづくりのためにも、まちづくりの在り方を市街地再開発だけに頼るのではない方法を真剣に模索すべきです。

本意見書は電柱の地中化など、防災やインフラの整備など大事な点もありますが、区域外における公共貢献評価の拡充など、容積率のさらなる規制緩和を求める内容や、電柱の地中化への財政的な支援は再開発を前提とした内容など、全体的に市街地再開発を進める内容になっており賛同できません。

以上の理由から、本意見書案に反対します。

議長／次に、8番岩佐りょう子議員。

岩佐議員／議員提出議案第3号まちづくりに対する緊急支援を求める意見書について討論を行います。

今、都市の基盤が危機に瀕しています。

資材価格の高騰、労務費の上昇、こうした外的要因が都市機能の維持に深刻な影を落としています。

とりわけ千代田区では戦後の早い段階に都市化が進み、インフラの多くに老朽化の懸念があります。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は他人ごとではなく、建物、道路、上下水道、このまま手をこまねいていれば町の根幹がゆらいでしまう自体も起きかねず、更新の必要性は明らかです。

しかし、今それにかかる費用はかつてないほどに高騰しています。

入札が不調に終わることもめずらしいことではなくなっています。

都市計画決定を経て、準備を重ねてきた地域も、資金が届かず立ち止まり、老朽化した建物が更新の機会を失い、防災性も地域の力も少しずつ削がれているのです。

区民の皆さんからは不安の声が上がっています。

町の安全性、暮らしの快適さ、地域の未来、それらが目に見えない形で失われていく中でこのままで本当に大丈夫なのかという切実な問いが突きつけられています。

その一方で、千代田区の住民や事業者は、ほかの地域と比べても著しく高い固定資産税、都市計画税を負担しています。

これらは、地域の発展や都市機能の維持、そして安心、安全な暮らしのために重要な財源として納めているにもかかわらず、都市の価値が色あせてきていることに住民の方は不安を感じているのです。

千代田区のまちづくりは、単なるインフラ整備や機能更新だけではなく、歴史が育んだ風格ある町並みや、個性ある建築、文化と芸術を発信するかけがえのない都市空間を未来につなぐまちづくりです。

これらは基礎的自治体単独で進めるには限界があり、東京都及び国が財政、制度の両面から積極的に関与し、面的整備や基盤更新を加速させることが不可欠です。

本意見書は、老朽化対策、防災性の向上、そして町の分脈を生かした創造的な整備に向けて、国と都に柔軟かつ戦略的な財政支援を求めるものです。

単なるコスト対応ではなく、リノベーション施策を踏まえたまちの未来を見据えた一手として要望する本意見書に賛成をし、討論とします。

議長／以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第3号まちづくりに対する緊急支援を求める意見書は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第３号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

（賛成者 白表示 反対者 青表示）

議長／押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議員提出議案第３号は賛成多数により可決されました。

日程第１６を議題にします。

地方自治法第１１７条の規定により、岩田かずひと議員の退席を求めます。

（岩田かずひと議員 退席）

議長／提出者を代表して、白川司議員より提案理由の説明をお願いします。
白川司議員。

白川議員／議員提出議案第４号（？）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

岩田かずひと議員の行為を戒め、議会の品位を重んじることを求める決議。

岩田かずひと議員は、令和７年６月２５日の第２回区議会定例会の一般質問において、通告なく他会派への個人的な要求を求める抗議を行いました。

本来、一般質問は、会議規則第５８条（？）において、「区の一般事務」について行うものと定められています。

加えて、「期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない」と定められているにもかかわらず、そのいずれも遵守することなく、本会議の場において、執行機関への質問ではなく、他会派に対する謝罪を要求しました。

また、福島第一原発事故後の除染で出た安全基準に合致している「再生土」を「放射能汚染土」と言い換え、災害復興に協力する自治体の取組を妨害する風評被害にもつながる問題発言をしています。

この行為は、高い倫理観が求められる議員として、到底相応しいものではなく、区民の信頼をも裏切る行為であり、決して許されるものではありません。

岩田かずひと議員は、これまでも議会の品位を冒瀆するような行為を繰り返しています。

令和元年第4回区議会定例会の一般質問では、区内再開発を巡る問題発言や、令和3年第4回区議会定例会の一般質問では、質問内容のほとんどがインターネット動画の転載であることに加えて出所(?)を明示しないという行為を重ねてきました。

また、令和4年第1回区議会定例会の一般質問では、個人的な憶測による不穏当極まりない発言に対し岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する猛省を促す決議が議決されるという事態に至りました。

さらに、令和4年9月21日第3回区議会定例会の一般質問では、憶測で区職員を名指しで批判したほか、記録用に撮影していた行為を「盗撮」と断じるなど、公開の場である議場に相応しくない発言を繰り返し、謝罪も発言の取消しも行わなかったため、岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議が議決されました。

加えて、令和6年第4回定例会の一般質問でも、発言通告の範囲を超える再質問を行い、議長の制止も聞かず、発言を強行しています。

こうした岩田かずひと議員の幾多にも及ぶ不適切な行動は、再三にわたる注意や決議を経ても全く改善されません。

これは、議会の品位を重んじる義務を定めた会議規則第98条に反するものです。

よって、区議会として岩田かずひと議員に対し、区民代表たる議員に相応しくない行為を戒めるとともに、改めて議会の品位を重んじるよう強く求めるものであります。

以上、決議する。

令和7年7月4日、千代田区。

議会満場一致、御議決いただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第4号岩田かずひと議員の行為を戒め、議会の品位を重んじることを求める決議は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

議事の都合により休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、会議録署名議員の追加について申し上げます。

6月11日の会議において会議録署名議員に指名いたしました西岡めぐみ議員が、本日の会議日程第16の議題において退席されたため、会議規則第124条の規定に基づき3番のざわ哲夫議員を追加で会議録署名議員に指名いたします。

引き続き、日程第16号を議題にします。

議員提出議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示 反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議員提出議案第4号は賛成多数により可決されました。

日程第17を議題にします。

お諮りします。

本件は、お手元に配付したとおり、令和7年度千代田区平和使節団の一員として、おのであら亮議員、白川司議員、小林たかや議員の3名を派遣したいと思います。

なお、本件のうち、今後の参加者等の変更につきましては、議長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で本日の日程を全て終了しました。
樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。
区長。

区長／令和7年第2回区議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
今回の区議会定例会におきまして御提案いたしました諸議案は、令和7年度千代田区一般会計補正予算第1号をはじめ、条例の一部改正や契約案件などでございました。
慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御議決、御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。
特に、区立内幸町ホール改修工事請負契約につきましては、急施での御提案にもかかわらず御同意を賜りました。
重ねて御礼を申し上げます。
区議会の皆様におかれましても、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。
以上をもちまして、令和7年第2回区議会定例会閉会の御挨拶といたします。
ありがとうございました。

議長／以上で本年第2回定例会を閉会します。
散会します。